

商品概要説明書

担い手応援ローン

(令和6年4月1日現在)

商品名	担い手応援ローン																		
ご利用 いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす方とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当JAの組合員（正組合員、准組合員）であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。 ○ JAでの税務対応支援（決算書作成支援）等を受けている方。（以下のとおり） <table border="1" data-bbox="360 622 1233 1122"> <thead> <tr> <th>JAの税務対応支援</th> <th>白色申告</th> <th>青色申告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① JA（青申会含む）において、JA外取引まで記帳代行実施</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>② JA（青申会含む）で決算書作成指導を実施している</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>③ JA（青申会含む）が臨時税理士の資格保有・顧問税理士の雇用・提携する税理士の紹介等を行っており、当該税理士等を利用している場合</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>④ 上記①～③に該当せず、税理士法33条の2による書面添付</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>⑤ 上記のいずれにも該当しない場合</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、直近三期分の税務申告書類の提出が可能である方。 ○ 原則として宮崎県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ宮崎県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。 ○ その他当JAが定める条件を満たしている方。 	JAの税務対応支援	白色申告	青色申告	① JA（青申会含む）において、JA外取引まで記帳代行実施	×	○	② JA（青申会含む）で決算書作成指導を実施している	×	○	③ JA（青申会含む）が臨時税理士の資格保有・顧問税理士の雇用・提携する税理士の紹介等を行っており、当該税理士等を利用している場合	×	○	④ 上記①～③に該当せず、税理士法33条の2による書面添付	×	○	⑤ 上記のいずれにも該当しない場合	×	×
JAの税務対応支援	白色申告	青色申告																	
① JA（青申会含む）において、JA外取引まで記帳代行実施	×	○																	
② JA（青申会含む）で決算書作成指導を実施している	×	○																	
③ JA（青申会含む）が臨時税理士の資格保有・顧問税理士の雇用・提携する税理士の紹介等を行っており、当該税理士等を利用している場合	×	○																	
④ 上記①～③に該当せず、税理士法33条の2による書面添付	×	○																	
⑤ 上記のいずれにも該当しない場合	×	×																	
資金使途	<p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業生産に直結する運転資金 <p>【法人等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業経営に必要な運転資金 																		
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3,000万円以内とし、所要額以内とします。 ※ 本ローンを複数回ご利用いただく場合、残高合計が3,000万円を超えることはできません。 																		
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1年以内とします。 ○ ただし、契約更新をされた場合、引続きご利用いただくことも可能ですが、当座貸越の契約更新期間は、最大5年間とし、貸付実行日より5年後の応当日までに解約を行い、新規申込を行っていただきます。 																		
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当JA所定の利率といたします。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせください。 																		

借入方式	<p>○ 次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>① 手形借入</p> <p>② 当座借越（貯金型）</p>
返済方法	<p>【手形借入の場合】</p> <p>○ 元金返済は、原則として期日一括償還または元金均等償還とします。</p> <p>○ 利息のお支払いは、原則として一括前取りとします。</p> <p>【当座借越（貯金型）の場合】</p> <p>○ 元金返済は、ご入金都度、借越残高がなくなるまでのご返済とします。</p> <p>○ 利息のお支払いは、毎年2月と8月の当JA所定の利息決算日に貯金口座から回収、または貸越元金に組み入れます。</p>
担保	<p>○ 原則として、担保は不要ですが、宮崎県農業信用基金協会と協議のうえ設定させていただくこともあります。</p>
保証	<p>○ 原則として宮崎県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。</p> <p>○ また、連帯保証人を求める場合があります。</p> <p>○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。</p> <p>○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。</p> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・ 大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） <p>【法人以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 <p>○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成されたものに限ります。</p>
保証料	<p>○ 保証料率は年0.70%です。</p> <p>【手形借入の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 ・ お借入額100万円（期日一括償還）あたりの保証料は7,000円となります。 ・ ご返済終了までの間において、全額繰上げ返済等をされる場合は、保証機関が支払う返戻保証料より5,000円が控除されます。 <p>【当座借越（貯金型）の場合】</p> <p>利息決算日の利息のお支払いにあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p>
手数料	<p>○ JA所定の手数料をお支払いいただきます。詳細につきましては、当JAの融資窓口にお問い合わせください。</p>

<p>苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店または本店 融資部（電話：0985-31-2282）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JAバンク相談所にお申し出ください。 鹿児島県弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。）
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ お申込みに際しては、当JA、および原則として宮崎県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。

JAみやざき